

# 令和4年第7回大山町教育委員会

招集年月日 令和4年5月30日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		2番	向陽寛孝	3番	朮山洋美
4番	池嶋順子				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

日程第 4 議案第 2 号 大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 議案第 3 号 大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案第 4 号 大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 7 議案第 5 号 令和4年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和4年6月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
4月 26日	火	大山口列車空襲平和学習(三朝小)、春の草花研修会
27日	水	西部町村就学支援協議会
28日	木	大山カレッジ研修会、大山町スポーツ推進委員協議会、町人権・同和教育連絡協議会
5月 9日	月	町校長会
10日	火	中山小学習会開講式
11日	水	湊谷委員ご退任あいさつ、町内中学校学習会開講式
12日	木	大山保育所・大山小学校合同春見つけ、西伯郡教育長会、管理職会 大山西小学習会開講式
13日	金	大山口列車空襲平和学習(河崎小)、大山小3年総合学習講師
16日	月	新任保育士研修会講師
17日	火	大山町教育課程ヒアリング、臨時教育委員会
18日	水	通級入級検討会、大山町給食運営審議会
19日	木	大山町総合教育会議、文部科学大臣賞授賞式(中山中図書館教育)
20日	金	中山小5年総合学習講師、大山町スポーツ協会理事会
23日	月	中山中学校 学校訪問
24日	火	議会全員協議会、議会臨時会、大山町社会教育委員協議会、大山町公民館運営審議会、青少年育成大山町民会議常任委員会
27日	金	大山中学校 学校訪問、大山ジビエ振興会猪肉寄贈式、大山町スポ少役員会
30日	月	定例教育委員会、文部科学大臣賞授賞式(麦の会)

### 今 後 の 予 定

31日	火	県社会教育協議会総会・研修会
6月 1日	水	町女性団体連絡協議会総会
3日	金	西部地区租税教育推進協議会総会

議案第1号

大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

大山町立学校における学校運営協議会委員を次のとおり任命するものとする。

令和4年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命候補者  
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 令和4年4月1日

議案第2号

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱（平成30年教育委員会告示第17号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る大会等参加派遣費補助金(以下「本補助金」という。)</u>の交付について、<u>大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)</u>に定めるもののほか、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(補助金の交付条件)</p> <p>第3条 <u>本補助金</u>の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る大会等参加派遣費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)</u>については、<u>大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(補助金の交付条件)</p> <p>第3条 <u>大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る大会等参加派遣費補助金(以下「補助金」という。)</u>の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する</p>

(1) 運動競技（スポーツ）において、本町の社会教育団体、子ども会、スポーツ協会及びスポーツ少年団（以下「団体」という。）及び団体に所属する個人が、順次地区予選会等で優勝し鳥取県代表となった場合（小・中学生にあつては、地区予選会等の順位に関わらず鳥取県代表となった場合も含む。）

(2) 文化活動において、団体及び個人がその文化的活動の上部団体等が主催または共催する大会の成績により、鳥取県代表として派遣または推薦される場合

(3) 国、県等が主催する全国的及び国際的事業に町長が推薦した者を派遣する場合

(4) その他町長が必要と認めた場合

(削る)

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の額は、前条により算定した経費を基準に次の各号に定める区分により、決定する。

(1) 出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(2) その他町長が特に必要と認める額

(削る)

(削る)

2 (略)

場合とする。

(1) 本町の社会教育団体、子ども会、体育協会及びスポーツ少年団が、順次地区予選会で優勝し、鳥取県代表となった団体及び個人

(2) 本町のスポーツ少年団が、順次地区予選会で準優勝し、鳥取県代表となった団体及び個人

(3) 本町のスポーツ少年団員が、順次地区予選会で3位入賞し、鳥取県代表となった個人

(4) 国、県等が主催する、全国的及び国際的事業に町長が推薦した者

(5) その他町長が必要と認めた場合

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の額は、前条により算定した経費を基準に次の各号に定める区分により、決定する。

(1) 第3条第1号、第4号、第5号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(2) 第3条第2号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/2以内

(3) 第3条第3号の該当者については、出場登録選手、監督・コーチ等各1人当たり、1/3以内

(4) その他町長が特に必要と認める額

2 (略)

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年度事業から適用する。

議案第3号

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

大山町立学校給食センター管理運営規則(平成17年大山町教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審議会の役員) 第17条 審議会には、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査委員 <u>3</u> 人	(審議会の役員) 第17条 審議会には、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査委員 <u>2</u> 人

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

議案第4号

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり承認を求める。

令和4年5月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(専決事項) 第4条 次長の専決事項は、 <u>大山町事務決裁規則(平成17年大山町規則第10号)別表第1の4財務課長の専決事項の例による。</u> 2 課長及び園長の専決事項は、大山町事務決裁規則 <u>別表第1の2課長共通の専決事項の例による。</u>  (出先機関における専決及び代決) 第8条 公民館、図書館及び学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。	(専決事項) 第4条 次長の専決事項は、 <u>別に定める。</u> 2 課長及び園長の専決事項は、大山町事務決裁規則(平成17年大山町規則第10号) <u>別表の3課長共通の専決事項の例による。</u>  (出先機関における専決及び代決) 第8条 公民館、 <u>教育研究所</u> 、 <u>図書館</u> 及び学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。